

会 員 各 位

柏市医師会 担当理事 平野 江利香
会 長 長瀬 慈村

令和3年度 特定健康診査（柏市国保）・75歳以上の健診及び 特定保健指導の実施について

師走の候 先生にはますますご健勝のことと存じます。

さて、令和3年度の特定健診（柏市国保）・75歳以上の健診及び特定保健指導につきまして、ご案内申し上げます。

実施についてご協力いただける場合は、別添の登録票A票にご記入頂き、1月15日(金)までに医師会事務所にファックスでご返送をお願いいたします（FAX番号：7147-1711）。

《健診の実施期間》

・ 令和3年6月1日～令和4年1月31日

《健診等の対象者・委託料》

健診の種類	健診内容	対象者	委託料(税込)	
特定健康診査 必須診査項目	1) 問診 2) 身体計測 (身長・体重・腹囲・BMI) 3) 身体診察 (理学的検査) 4) 血圧測定 5) 尿検査 (糖・タンパク) 6) 血液検査* 7) メタボリックシンドローム判定 8) 保健指導レベル判定 9) 健診結果説明および返却 10) 特定保健指導対象者への相談案内	40歳～74歳の 柏市国保加入者 (国保人間ドックを受診した者を除く)	9,710 円 (国保連合会への電子データ作成費用を含む)	
75歳以上の 健康診査 必須検査項目	1) 問診 2) 身体計測 (身長・体重・BMI) 3) 身体診察 (理学的検査) 4) 血圧測定 5) 尿検査 (糖・タンパク) 6) 血液検査* 7) 健診結果説明および返却	千葉県後期高齢者医療に加入している 柏市民 (後期高齢者人間ドック受診者を除く)	9,710 円 (国保連合会への電子データ作成費用を含む)	
上記2健診の 選択診査項目	1) 心電図検査<12誘導> 【健診実施機関での選択項目】	上記健診受診者の内基準に該当する者及び医師が個別に必要と判断した者	1,430 円	
	2) 眼底検査 精密眼底検査(眼底カメラ必須)、眼圧測定 【健診実施療機関 または眼科専門機関での実施】	上記健診受診者の内、健診実施療機関の医師が必要と認めた者	健診機関	眼底 2,002 円 眼底眼圧 2,904 円
			眼科専門	眼底 5,170 円 眼底眼圧 6,072 円
プレ 特定健康診査	必須検査項目は、特定健診に準じる 選択診査項目も、特定健診に準じる	39歳の柏市国保加入者	9,410 円 選択診査項目は、特定健診に準じる	
18歳から38歳の 健康診査	特定健康診査に準じる。 ※但し「選択診査項目」「保健指導レベル判定」「特定保健指導対象者への相談案内」は行わない。	18歳～38歳の柏市国保加入者で 保健事業利用券を交付された者	9,410 円	
柏市健康診査	対象者の年齢により、特定健康診査または75歳以上の健診に準じます ・但し、特定健康診査の内容に準じて実施した場合でも、「保健指導レベル判定」「特定保健指導対象者への相談案内」は行わない	無保険者のうち 申し込みをした 40歳以上の市民	9,410 円 選択診査項目は、特定健診に準じる	

＊血液検査項目

特定健康診査・75歳以上の健康診査・柏市健康診査：血清脂質（中性脂肪、HDL-C, LDL-C）、non-HDL コレステロール（総コレステロールを測定し、算出）、肝機能（GOT, GPT, γ-GTP）、血糖（空腹時血糖, HbA1c）、腎機能（血清クレアチニン、eGFR）、血清尿酸、貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット）

《令和3年度の変更事項》

令和2年度までの「18歳から39歳までの健診」のうち、39歳の対象者について「プレ特定健康診査」として特定健診と同等の検査を実施します。目的は若い世代から健診受診の習慣化を促し、生活習慣病の早期発見と重症化予防を図ることで40歳からの特定健診受診につなげます。18歳から38歳までは令和2年度と同じです。（添付「資料①」）

《特定保健指導》

支援の別	内 容		委託料(税込)		備 考	
			面接	電話		
動機付け	初回支援		6,270 円		初回面接シート提出	
	初回支援 (分割実施)	1 回目	5,335 円			
		2 回目	3,003 円	803 円		
	実績評価		3,278 円	803 円		実績評価シート提出
積極的	初回支援		6,270 円		初回面接シート提出	
	初回支援 (分割実施)	1 回目	5,335 円			
		2 回目	3,003 円	803 円		
	継続支援		3,003 円	803 円		支援記録シート提出
	実績評価		3,278 円	803 円		実績評価シート提出

《特定保健指導について》

- ・ 生活習慣改善のための3カ月間にわたる継続的な保健指導を行います。
- ・ 実施期間は令和3年6月1日～令和4年9月30日（令和2年度に開始した保健指導が終了するまで）。
- ・ 特定保健指導を受託しない場合は、従来通り柏市の特定保健指導をご紹介下さい。
- ・ 詳しくは「令和3年度 特定保健指導実施機関における特定保健指導の流れ」（添付「資料②」）をご参照ください。

《留意事項》

※お引受け頂いた項目については、1年間継続して実施して頂きますようお願いいたします。

- ・ 眼底検査を眼底検査実施医療機関で実施した場合は、眼底検査実施医療機関から柏市へ「眼底検査委託料」を請求し、柏市から直接支払われる方式です。このため特定健診実施医療機関においては、眼底検査委託料を除いた金額を国保連合会へ請求します。
- ・ 特定健康診査実施医療機関には、心電図検査実施可能であることが求められています。
- ・ 柏市では、「柏市で行う肝炎ウイルス検査」・「柏市骨粗しょう症検査」の対象者に原則特定健診との同時実施をすすめています。
- ・ 詳しくは令和3年5月に実施予定の医療機関説明会でご案内いたします。

《登録方法》 **A票**の特定健診及び特定保健指導の欄に記載してください。